

栃木県会計年度任用職員 (心理判定員) 募集要項

栃木県県北児童相談所では、会計年度任用職員（心理判定員）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
2名	栃木県県北児童相談所 那須塩原市南町7-20	○児童相談所は、0歳～18歳未満の子どもの成長に伴って生じてくる様々な問題について相談に応じるところです。 ・療育手帳の再判定にかかる面接及び心理判定業務 ・その他判定に関する業務

2 勤務条件

- (1) 任 期 採用日から令和8（2026）年3月31日まで
なお、採用後、1ヵ月間は、条件付採用期間（試用期間）となります。
1ヵ月間の勤務日数が15日間に満たない場合は、15日間に達するまで延長します。
また、勤務成績が良好で一定の条件を満たした場合、任期満了後に再度採用されることがあります（最初の採用から最長で5年間）。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日まで（週30時間）
午前9時から午後4時まで
なお、午後0時から午後1時までは休憩時間です。
原則、時間外勤務はありません
- (3) 休 日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 給 与
① 月 給 165,367円（令和7年4月1日予定）
② 地域手当 5,787円（同上、当方の規程により毎月支給）
③ 通勤手当 当方規程により、通勤手当を支給
④ 期末・勤勉手当 当方規程により、一定条件を満たした場合、期末・勤勉手当を支給します。
(年2回：6月及び12月)。
- (5) 有給休暇 年次有給休暇（任用期間が6ヵ月間以上の者）ほか
- (6) 社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）及び厚生年金保険に加入します。
災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 服 務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることになります。

3 募集対象

次の（１）から（５）の全てを満たす者

（１）地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当しない者

（次のいずれにも該当しない者）

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（２）パソコン操作（ワード、エクセル、メールソフト等）が可能な者

（３）積極的に業務に取り組む意欲がある者

（４）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれに準ずる者で心理判定員として必要な学識経験を有する者

（５）心理判定に必要な各発達検査、知能検査の実施ができる者

4 受付期間

令和７年３月１０日（月）から令和７年９月５日（金）

※応募者を一定数確保できた場合は受付期間前に募集を締め切る場合があります。

5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接を行います。

（１）日 時 応募後、個別に御連絡します。

（２）場 所 栃木県県北児童相談所 会議室

6 申込方法

次の書類を下記の送付先まで郵送するか持参してください。

（１）履歴書（写真付）

※履歴書は市販のもので結構です。

※自筆で必要事項を記入してください。

※持参の場合には、平日の８：３０～１７：１５の間にお越しください。

※郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。

※提出された書類は返却しません。

なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますのでご了承ください。

（２）ハローワークの紹介状（ハローワークで申し込んだ方のみ）

○応募書類の送付・提出先

〒３２９－２７２３ 栃木県那須塩原市南町７－２０

栃木県県北児童相談所 管理課 （電話０２８７－３６－１０５８）

7 結果の発表

選考結果については、面接から１週間程度で電話にてご連絡いたします。

※連絡先は、面接時に確認します。

栃木県県北児童相談所案内図

